短期入所生活介護 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 希望 ショートステイ こもれび

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-757-7330 月曜日~金曜日 (9:30~17:00)

担 当 生活相談員

※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

- 2. 特別養護老人ホーム ショートステイこもれび概要
- (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	こもれび		
所 在 地	神奈川県相模原市南区大野台 4-4-36		
介護保険指定番号 短期入所生活介護 (予防短期入所生活介護)第 1472603032 (神奈川県)			

(2) 同施設の職員体制

		資格		常勤		非常勤		計	
管 理 者		施設長	名	(1)	名	(0)	名	(1)	
医	師	内 科	名	(0)	名	(1)	名	(1)	
生活	舌相談員	介護支援専門員	名	(1)	名	(0)	名	(1)	
管理栄養士		管理栄養士	名	(1)	名	(0)	名	(1)	
機能訓練指導員		看護師	名	(1)	名	(0)	名	(1)	
事務職員			名	(2)	名	(1)	名	(3)	
介護・	介 正看護師		名	(1)	名	(2)	名	(3)	
職 ・ 進 作 を 進 を を を を を は を は を は を は を は を は を は			名	(0)	名	(0)	名	(0)	
員 看護	介護職員		名	(7)	名	(5)	名	(12)	

(3) 同施設の概要及び設備

名 称 こもれび

代表者役職・氏 名 小檜山 裕子

所 在 地 · 電 話 番 号 神奈川県相模原市南区大野台 4-4-36

Tel 042 - 757 - 7330

定款の目的に定めた事業 1. 特別養護老人ホーム

2. 短期入所生活介護

3. 居宅介護支援事業所

4. 軽費老人ホーム

5. その他これに付随する業務

同設備の概要

定	員	20 名	静養室	1室 1床
居室	個 室	20 室(1室 14.24 ㎡)	医務室	1室
	洗面所	各居室に設置しています。	食堂	2室
浴	室	総数 2ヶ所(特殊浴漕含む)	トイレ	2部屋に一つ(室外)

3. サービス内容

①短期入所介護計画書の作成

②食事

③入浴

4)介護

⑤機能訓練

⑥生活相談

⑦健康管理

⑧特別食の提供

⑨レクリエーション、クラブ活動

⑩洗濯等の介助

送迎の時間帯につきましては、お迎えが $9:00\sim11:00$ お送りが $14:00\sim17:00$ となります。

4. 利用料金

(1) 施設使用料 別紙添付

(2) その他の費用

- ①特別食 (年間行事食の事で、食事料金がその時のみ変更があります。)
- ②自主参加のレクリエーション、クラブ活動費(各参加される者によって費用が発生致します。)
- ③日常生活用品費 (その都度精算)となります。
- ④緊急受診時の送迎、付き添いにかかる費用

受診付き添い			
(緊急やむを得ない場合の	1回	2000円	
み)			

その他、各個人請求につきましては都度ご連絡・ご相談いたします。

毎月 27 日に口座自動引き落としになりますので、それまでに口座の残高の確認をお願い致します。 なお、領収書はお支払いを確認した時点で、翌月の請求書に同封して領収証を発行します。

※ 別紙「施設サービス料金表」のとおりです

- 5. キャンセル料について
 - (1) 利用者がサービスの利用の欠席をする際には、すみやかにご連絡ください。 連絡先(電話): 042-757-7330
 - (2) その際には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。 前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになります ので、ご了承ください。
 - (3)利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要となります。 (4)キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

キャンセル料算定方法

- ・前日では、利用者負担金の 50%
- ・当日では、利用者負担金の100%

*利用者負担金とは 法定利用料+保険外費用の食材費相当分です。

6. 入退所の手続き

(1)入所手続き

入所申込書を提出していただきます。居室に空きがあれば入所できます。入所と同時に契約を 結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼しているため、事前に介護支援専門員とご相談ください。

- (2) 退所手続き
 - ①利用者の方のご都合で退所される場合 退所を希望する1日前までにお申し出ください。

②自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者の方が、他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付サービスを受けていた利用者の方の要介護認定区分が、自立と 認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

・ 利用者の方が、お亡くなりになった場合

③ その他

・ 利用者の方が、サービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう 催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合、または利用者の方やご家族 などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った 場合は、退所していただく場合があり、今後のご利用のお受けはできません。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) サービス利用のための事項

事	項	有 無	備	考
男性介護職員の有無		0		
職員への研修の実施		0		
サービスマニュアルの作成		0		
その他				

(2) 利用にあたっての留意事項

面会	9:00~18:00 (時間外は、ご連絡を1度入れてからお願い致します。)
•外出、外泊	原則、自由(届出の申請をお願いします。)
•飲酒、喫煙	原則禁止
・設備、器具の利用	原則、自由
・金銭、貴重品の管理	職員管理又は、ご家族管理
・所持品の持ち込み	施設の指示に従っていただきます。
・施設外での受診	原則、自由(ご家族様対応に限る)
•宗教活動	禁止
•ペット	禁止

8. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、救急車等での搬送により、医療機関での受診を行います。ご家族の方に速やかに連絡いたします。

9. 非常災害対策

・災害時の対応	職員が誘導いたします。	
•防災設備	消防署の合格をもらっています。	
•防災訓練	年2回実施	
·防火責任者	施設長および防火管理者	

10. 短期入所介護計画(ケアプラン)の取り組み

ご利用者は、生活相談員に対しいつでも、ご利用者の短期入所介護計画 (ケアプラン) の変更を申し出ることができます。生活相談員はご利用者の希望をよく聞き、できる限り 同ケアプランに反映させるよう努めます。

11. 苦情等申立窓口

- ① 当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当施設ご利用相談室までお気軽にご相談ください。 (窓口担当者:生活相談員 Tex:042-757-7330)
- ② その他

当施設以外に相模原市やその他行政機関の相談・苦情窓口、国保連等でも伺っております。

	所在地	相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 4 階
相模原市役所 高齢政策課	電話番号	042-707-7046
	受付時間	8:30~17:15 (平日)
神奈川県国民保険団体連合	所在地	横浜市西区楠町 27番地1
介護保険部 介護苦情相談	電話番号	045-329-3477
科	受付時間	8:30~17:15 (平日)
お住まいが相模原市以外の		
方		

③居室・設備・器具の利用

居室や設備・器具は本来の目的・用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

(予防) 短期入所生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 神奈川県相模原市南区大野台 4-4-36

名 称 社会福祉法人 希望 こもれび

指定番号 第 1472603032 神奈川県

説明者

所属 ショートステイ こもれび

氏 名 印

私は、契約及び本書面により、事業者から(予防)短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、 内容に同意し、交付を受けました。

施設入居者

住 所

氏 名

印

身元引受人

住 所

氏 名

印